

大韓民国特許法院 判決言渡し





特許法院判決言渡し 2023Na1017 2023年10月17日
[主文]

1. 下級審判決を取り消す。
2. 被告は、被告製品（型式：Turtle1017）を生産、使用、譲渡、貸与、輸入、又は展示してはならない。
3. この訴訟から生じる全費用は、被告の負担とする。
4. 第2項は仮に執行することができる。



[理由]

- ❖ 特許権者等が特許製品を第三者に譲渡した場合、例外的な事情がない限り、特許権者の当該製品に関する特許権は、その目的を達したものとして消尽する。
- ❖ ただし、特許製品が元の製品との同一性が失われる程度に加工または変更された場合は、特許権者の特許権が侵害されたと評価することができる。



- ❖ ここで、特許製品が、元の製品との同一性が失われる程度に加工又は変更され、これにより、生産行為が行われたといえるか否かは、特許の発明に係る明細書の記載、製品の客観的性質及び使用形態、特許法の立法趣旨等を総合評価して決定される。



<1> 特許の発明（ロールペーパー）に係る明細書の記載は以下の通りである：

特許に係るロールペーパーは、物品分包装装置専用に使われる。芯管に磁石が設けられ、磁石は物品分包装装置の回転角度センサで位置を測定するように配置されている。これによりロールペーパー自体の回転角度を正確に測定し、ロールペーパーの外径に応じてブレーキ力を適切に調整することができる。



<2>原告の特許製品の客観的性質は以下の通りである：

原告は、ロールペーパーの芯管を一度だけ使用することを前提に、ロールペーパーを製造・販売していた。原告の特許製品を一度使用した後に芯管を再使用する場合、一般の使用者が芯管を取り外すことは困難である。加えて、原告ロールペーパーの芯管の品質を確保することは困難である。したがって、原告特許製品は、一度の使用によりその効用を失ったと結論付けるのが妥当である。



<3>最後に、製品の使用形態は以下の通りである：

原告の特許製品は、専ら原告の分包装置に使用されるものであり、分包用シート部分は、原告のロールペーパーの構成中の特徴的な部分を成している。加えて、既に検討したとおり、原告特許製品は、使い切るとその効用を失う。したがって、原告芯管についての分包用シートの交換は、通常の使用における消耗部品の交換とはいえず、むしろ発明の本質的部分を構成する部品の交換であると解するのが相当である。



- ❖ したがって、被告の行為は原告の特許権を侵害するものであり、原告の主張には十分な根拠がある。よって、下級審判決は取り消すこととする。



ありがとうございました。